

A

市長室からお答えします

道路の雑草の除去を

Q 道路の中央分離帯や路肩に雑草が茂っています。除去してもらえますか。

A 中央分離帯に生えた雑草を放置しておく、歩行者やドライバーの視界が遮られ大変危険です。市で管理する道路については、定期的に除草をするほか、交差点付近の見通しを確保し安全性をより高めるために、交差点付近の植栽の高さを低く抑えるなどの管理を行っています。また、路肩についても、幹線道路と通学路を中心に定期的に除草を行っています。そのほかの道路については、日常の道路パトロールにより状況を確認するとともに、通行に支障があるなどの通報があった場合には、随時作業を実施しています。

なお、県や国で管理する道路については、国道51号は千葉国道事務所酒々井出張所(☎043-496-5171)、そのほかの国道・県道は県成田土木事務所(☎26-4831)へ連絡してください。

くわしくは道路管理課(20-1551)へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。



消費生活相談Q&A

アダルトサイトのトラブル解決をうたう探偵業者

Q インターネットで無料のアダルトサイトを見ようとして年齢確認の「18歳以上」をクリックしたところ、「登録完了」となり、高額料金を請求されました。インターネットで検索した「消費者相談センター」に依頼しようとしたところ、料金を請求されましたが信頼してよいでしょうか。

A 最近、アダルトサイトの消費者トラブルを解決するとうたう探偵業者に関する相談が急増しています。消費者が相談窓口を探そうとしてインターネットで「消費者センター」などのワードで検索すると、公的な機関のホームページより上位に「消費者相談センター」などの名称のホームページが出てきます。「相談無料」とあるので、公的な機関と勘違いしてアクセスすると、「アダルトサイトに登録されたあなたの情報を消す」「アダルトサイトと交渉して請求をやめさせる」などの名目で料金を請求されます。このような業者は探偵業者であることが多く、不当請求の被害回復のために事業者と直接交渉するなどの法律行為はできません。相談先が自治体の消費生活センターかどうか、しっかり確認しましょう。

また、「ワンクリック請求」は、有料サービスを利用する意思がなかったのであれば、一方的に契約成立を宣言されても、原則として支払う必要はありません。業者にはメールや電話で連絡は取らず、個人情報教えないようにしましょう。

くわしくは消費生活センター(23-1161)へ。

**原則として
支払う必要はありません!**



